



腐敗防止の概要

アボットと取引を行う企業向けトレーニングガイド

目的

アボットは、倫理と法律を順守して事業を行うことに尽力し、米海外腐敗行為防止法（FCPA）、英国贈収賄防止法、その他適用される腐敗防止法、贈収賄防止法を順守します。アボットは、取引を行うすべての企業もしくはアボットを代表し得る企業（「サードパーティ」）がこれらの法律を順守することを求めます。

本ガイドは、すべてのサードパーティに対するアボットの要求について説明しています。また、世界の腐敗防止法について基本的な情報を提供し、腐敗防止法に違反し得る状況を示します。

内容は次のとおりです。

- サードパーティの例
- サードパーティに対するアボットの要求
- 腐敗防止法の主な項目
 - 不正な支払いの禁止
 - 正確な帳簿、記録、勘定の維持
- サードパーティの責任
- 資料

サードパーティの例

アボットには、それに代わってビジネスを行うサードパーティを多くの国に抱えています。サードパーティの不正行為はアボットの責任となり得ます。

サードパーティの例を以下に示します（ここに示したものに限りません）。

- 共同プロモーション、共同事業のパートナー
- アボットの医薬品、医療機器、その他アボット製品の販売業者
- 販売代理店などの契約事業者
- ヘルスケア専門職（HCP）のイベントやミーティングのプランナー
- 他社との取引についてアボットをサポートするコンサルタント
- 製品登録、通関手続きなど政府とのやりとりを補助する企業または個人
- ベンダー、サプライヤー

サードパーティである貴社に対するアボットの要求

- 米FCPA、英国贈収賄防止法(それぞれ米国外、英国外でアボットに対して行われる貴社の業務に適用される法律)を含め、関連するすべての贈収賄防止法、腐敗防止法を、サードパーティがアボットを代表してビジネスを行うすべての国で順守する。
- FCPA、英国贈収賄防止法、その他適用される腐敗防止法、贈収賄防止法の要件に関し、アボットを代表して業務に従事するすべての従業員を対象に年一回トレーニングを行う。
- アボットとの関係に影響を与え得る関連法、規制、もしくは貴社の方針に対する違反を認識する。
- 認識した違反の可能性をアボットに通知する。
- 後の状況により、アボットに報告された情報が不正確あるいは不備となった場合、アボットに速やかに通知する。

背景

アボットは、世界規模で事業を展開しており、ビジネスの倫理と誠実さがますます重要な役割を帯びています。ある国や地域で一般的な慣例が法律に反する可能性もあります。

違反は、アボットを代表してビジネスを行うサードパーティの違反も含め、アボットの財務状態、評判、および成長・成功の持続に重大な影響を与えることがあります。

「最終的には、現在および将来、会社にとって正しいことを行うということです。それはお金とは全く関係がないかもしれません。当社の最も重要な意思決定は、多くの場合、当社の評判、文化、価値観を守り抜くためのものです。すなわち、金銭的なことだけでなく、本当の意味でアボットの最善の利益となる意思決定を慎重に行う必要があるということです。これにはもちろん相応の判断力とバランス感覚が求められますが、アボットはこれを得意としています。また当社にはスチュワードシップ(監督・管理)の実績があります。だからこそ当社の事業は120年以上も続いているのです。」

アボット会長兼CEO、
マイルズ・ホワイト

各国の腐敗防止法の例

FCPAと英国贈収賄防止法は、企業が事業を行うすべての国に適用されます。



政府関係者への賄賂が合法的に認められている国はありません。

Slide 6

AD2

This is a new version of the same slide as before

DEIGNAX, 11/7/2012

法律違反の影響

- 近年、各国政府は腐敗行為の調査と起訴の件数を増やしています。
- また多くの国が、腐敗防止法に違反した企業、**個人に刑罰を課**しています。

シーメンス
罰金160億ドル

(大規模な契約で仲介者を通じて各国の政府関係者に賄賂を提供)

KBR/Haliburton
罰金5億8千万ドル

(10年に及びナイジェリア政府関係者に賄賂を提供)

ダイムラー
罰金1億8500万ドル

(直接的、またはサードパーティを通じて間接的に22か国の政府関係者に賄賂を提供)

アルカテル・ルーセント
罰金1億3700万ドル

(サードパーティに対して適切なデューデリジェンスを行わなかったためサードパーティの採用が禁止される)

腐敗防止法の主な項目

同じ腐敗防止法でも違いはありますが、ほとんどは次のことを定めています。


- 取引を獲得あるいは維持するため不適切な支払いを行うことを禁止
 - FCPAは、国有企業（公立病院など）の職員を含め、政府関係者への不適切な支払いを禁止しています。
 - 英国贈収賄防止法および他の法律は、相手を問わずあらゆる不適切な支払いを禁止しています。
 - アボットは相手を問わず、あらゆる不正な支払いを禁止します。
- すべての取引の詳細を帳簿、記録、勘定に的確に反映させる必要があります。

どのような相手に対しても、不適切なビジネス上の便宜を得るために支払いを行ってはなりません。


正確な帳簿と記録を維持

不適切な支払いの主な項目

- 支払いまたは便益の提供、申し出、または約束（受取人が受け入れる必要はない）
- 価値のあるもの（現金、贈答品、商品券、無料のアボット製品、貸付、食事、旅行、出張中の立ち寄り、宿泊、助成金、謝礼金、コンサルティング料など）
- 相手を問わない（知人、政府関係者、その家族や友人、機関、組織を含む）
- 不適切な便宜を得るため、あるいは取引を獲得・維持するため（自分、従業員、またはアボットの便益となる行為を仕向けること）



どのような相手に対しても、不適切なビジネス上の便宜を得るために支払いを行ってはなりません。



自腹を切っても、支払いは正当化されません。

支払いや便益が賄賂となる額についての定めはありません。目的が適切であるかどうかがかぎとなります。

正確な帳簿、記録、勘定を維持

アボットは、腐敗防止法に従い、アボットを代表して行われた業務に関係し、サードパーティによって開始されたものも含め、あらゆる財務取引は、適時かつ正確に記録されることを求めます。

–記録は、取引の性質、金額、詳細を正確に反映しなければなりません。

–受領書など取引を裏付ける関係書類を維持します。

–目的の如何を問わず、帳簿外（未記録または非開示）の勘定を設けてはなりません。

–取引の正確な記録に関する指針に照らし、財務の方針と手続きを常に見直し確認します。記録は、書類の保管と記録の維持に関する方針に応じ、これと一貫した形で行い維持する必要があります。



正確な帳簿と
記録を維持

透明性がカギ

不正確に記録される取引の例



コンサルタントが、許可を得ることを目的に政府関係者に支払いを行い、これをコンサルティング料として記録する。



販売店が、完了していないことを知っている販売をアボットの帳簿に記録することに同意する。



ベンダーが、今年度の予算を使い切るため、翌年度に予定されるサービスを今年度の期末にアボットに対して請求することに同意する。

帳簿外（未記録または非開示）の勘定の例



販売店が、契約よりも高額な割引を受け、販売店により別の資金として保持される。それを、当社の追加予算として、販売店によりマーケティング活動に関する支払いに用いられる。



当社従業員の指示により、ベンダーがサービス費用として当社に超過請求を行い、超過分を記録せずに、他の目的に後で用いられるように別個の未記録の勘定に維持する。

正確な記録に関するサードパーティの責任

すべての

取引を正確に記録し、その実際の目的と正しい記述を反映させる。

適切な勘定から立替経費が払い戻されていることを確認する。

財務情報の記録と報告に関するあらゆる法律、要件に従う。

アボットが貴社の監査を要求した場合に協力する。

特定の取引をどのように記録すればよいか疑問に思った場合、一度その取引が適切かどうか考えてください。



記録の改ざんや事実の歪曲に正当化や弁明の余地はありません。

禁止事項

どのような理由であれ、開示も記録もされない資金、資産を設けてはなりません。

虚偽、架空、誤解を招く、または不完全な記帳を行ってはなりません。

どのような形であれ、取引勘定のコードや説明を変更してはなりません。

正式な文書と承認なくアボットの資産の販売、譲渡、移転を行ってはなりません。

まとめ

アボットの評判は、アボットを代表してビジネスを行うサードパーティの行為に一部かかっています。アボットの評判は、適用されるすべての法律を順守するサードパーティと取引を継続することにかかっています。

ほとんどの国は腐敗を防止する法律または規定を定めています。賄賂は、アボットの方針に反するだけでなく、法律違反です。

ビジネス目的の不適切な支払いは(どのような形であれ)行ってはなりません。

財務取引は、金額にかかわらず、適正かつ正確に記録しなければなりません。

個別のあるいは帳簿外の勘定を設けてはなりません。

アボットの業務で、腐敗防止法や贈収賄防止法の違反の疑いに気づいた場合、アボットの倫理・コンプライアンスヘルプラインを通じて速やかに通知してください。

資料

腐敗防止に関するオンライン資料：

- 米司法省の一般向け海外腐敗行為防止法ガイド(Lay Person's Guide to the Foreign Corrupt Practices Act) :
<http://www.justice.gov/criminal/fraud/fcpa/docs/lay-persons-guide.pdf>
- その他のFCPA資料：
<http://www.justice.gov/criminal/fraud/fcpa>
- 英国贈収賄防止法に関する資料：
<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/+http://www.justice.gov.uk/publications/bribery-act.htm>